

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	令和 3年 9月 10日 (金) 午後 1時 30分 開会 午後 1時 46分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	長嶋 一樹 今野 康敏 越水 崇史
	橋田 夏枝 小沼 富夫 大山 学
	八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第9号 伊勢原市のパートナーシップ条例制定に関する陳情
結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第9号、伊勢原市のパートナーシップ条例制定に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、「陳情第9号、伊勢原市のパートナーシップ条例制定に関する陳情」について意見を述べます。

パートナーシップ制度とは同性カップルを婚姻に相当する関係と公認する制度で、国や自治体がLGBTら性的少数者の権利を守り、差別を禁止する公的制度を導入し、独自の証明書（パートナーシップ証明書）を発行し、異性間の婚姻と同様な行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくするような制度であります。同性間の婚姻を認める同性婚制度とは異なり、あくまで婚姻は異性間にだけ認めるという法制を維持したまま同性カップルに婚姻カップルと同様な権利やサービスを与えるという仕組みで、日本では平成27年東京都渋谷区と世田谷区が初めてパートナーシップ条例を導入し、その後、自治体主導でパートナーシップ制度が全国に広がり、令和2年時点では大阪府、茨城県、札幌市など全国60を超える自治体が導入しています。ただ、国としてパートナーシップ制度の法的整備には慎重であり、異性間の婚姻時に保障される税制や社会保障の優遇措置の同性間への適用などについて認めておらず、パートナーシップ条例の制定だけでは性的少数者の包括的な権利保護にはつながっていかないとの見解もあります。

市においては公営住宅入居、市営住宅入居要件の緩和、各種申請書類の性別欄の見直し、婚姻カップルと同様なサービスを受けられるような要綱の見直しで対応できること、多文化共生、ジェンダーフリーの重要性は認めるものの、単に条例を制定するだけでは不平等の根本的解決にはならないと考えます。国においては、さらなる検討を要することは言うまでもありません。

以上の理由により、本市において、パートナーシップ条例の制定は時期尚早と言わざると得ません。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私からも陳情第9号に関しまして意見を述べさせていただきます。

陳情にあるように、現在、パートナーシップ制度を導入する110を超える地

方自治体があり、月を追うごとに増加しております。県内でも横浜市、川崎市、相模原市といった3政令都市を含む12市と葉山町、大井町の2町でもパートナーシップ制度を導入しております。

日本で初めてパートナーシップ制度を導入した自治体は渋谷区であり、2015年4月に導入、また同じ年の11月には世田谷区でも認められました。しかし、渋谷区と世田谷区には大きな違いがあります。渋谷区では男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が制定されたのですが、世田谷区ではパートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定にとどまりました。2015年以来、多くの自治体でパートナーシップ制度を導入いたしました。その多くは要綱であり、県内すべての自治体でも要綱を選択しております。

LGBTの理念、セクシュアルマイノリティーに対する差別や偏見の撤廃には理解を示すところです。広報いせはら9月1日号には、誰もがありのまま生きられるようにと性の多様性について見開き2ページにわたり特集しておりました。広報を手にとった市民の多くに関心、理解が寄せられ、多様な性を認める社会の実現を期待しております。このような活動を通じて、LGBT、ジェンダーフリーなど、誰もが差別を意識せず、安心して暮らせる社会の構築に向けた活動が大切であり、今回の本市の広報活動は第一歩だと考えます。こういった活動の成果として、多様な性を認め合い、差別、偏見をなくし、陳情が求めている生きた制度につながっていきます。

しかしながら、陳情が求める本市の条例制定については、婚姻、税、権利など様々な法律の観点からさらに研究調査を進める必要があります。国の動向も見ながら慎重に行うべきです。本市としては、条例制定よりも法的な効力を有せず多くの自治体で導入している要綱制定に向けてまずは取り組んだらよいかと考えます。

以上の理由により、本陳情に対して反対とさせていただきます。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第9号、伊勢原市のパートナーシップ条例制定に関する陳情」について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

緊急時の病院の面会、賃貸住宅への入居ができないなど、同性カップルであるがゆえに発生する不利益が列記されておりました。同様の事例は一部報道でも承知しております。その上で、地元商店街の不動産業者などに同性カップルの入居に関して伺いましたが、業界団体でも特段の差別的な対応はなく、むしろ偏見を持たずに基本的な審査条件で審査をするように指導していると伺いました。病院により状況は異なると思いますが、日頃関わりのある病院に伺うと、昨今はコロナ感染予防の観点から、家族であっても面会は難しい状況ですが、同性カップルだからパートナーを入院させないとか、面会させないということはないように伺いました。私自身、後見人として、日頃生活の中で入院手続きの際に、後見人、身元保証人、連帯保証人など、肩書はともあれ住所や署名を求められます。結果、その方とは家族ではありませんが、病院の許可の下で面会をし、日頃のケアもできています。

つまり、現状の法律の下において平等に手続がなされている様子があるかがえま
す。しかしながら、一部事例において、個別の事情により異なると思いますが、
陳情のように面会や入居もできない事例もあるかもしれません。そういった問題
については広く市民に向けて啓発活動を実施し、理解を促していくことが求めら
れます。

近隣市の状況も踏まえた上で、審議委員の意見も頂戴し、条例制定は法律内の
範囲でなされるものであり、生活の中の全ての事象を法律婚と同等に扱えるかは
国において議論されているところでございますので、慎重に取り扱っていくべき
ではないかと考えます。

以上の理由より本陳情に対しましては反対の立場での意見とし、不採択とさせ
ていただきます。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第9号、伊勢原市のパートナーシ
ップ条例制定に関する陳情」について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

国連が2008年、性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼び
かける宣言を出し、また、2014年にはオリンピック憲章に性的指向による差
別禁止が盛り込まれました。我が国においては、2017年、男女雇用機会均等
法の事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべ
き措置等についての指針に職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル
ハラスメントに当たると明記いたしました。

本市においても、2017年に改定した伊勢原市人権施策推進指針において性
的少数者の人権を個別の人権分野として位置づけをいたしました。2021年度
は、市の関係部局で構成される伊勢原市人権施策推進会議において、伊勢原市人
権施策推進委員会から出された専門的見地からの意見も踏まえて、パートナーシ
ップ制度導入も含めた今後の施策の方向性について審議する予定となっております。

今回の陳情は同性カップルのみを対象としております。パートナーシップ制度
導入については同性カップルのみを対象ではない制度であることが望ましいと私
は考えます。また、本市のアンケート結果である同性カップルの関係にあるとい
う証明書の交付や宣誓の取組を実施する必要があるとの回答が市民の64%あ
ったとの理由から本陳情の提出があったようでございます。しかしながら、アウテ
ィングのアンケートの回答としてはこの言葉について知らないと答えた市民が
53%と半数以上いたことも事実であり、まだまだパートナーシップ制度の十分
な理解には至っていない状況にあると考えるところであります。今の段階では市
民の理解が十分とは言えず、今後、十分な周知啓発を行うことが必要と思うわけ
であります。

よって、陳情第9号の求めるパートナーシップ条例制定には時期尚早と存じま
す。本陳情はこれらの理由から不採択といたします。

○委員【今野康敏議員】 私からも、「陳情第9号、伊勢原市のパートナー
シップ条例制定に関する陳情」について意見を述べさせていただきます。

ここ数年、LGBTなど、性的少数者カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度を導入する自治体が全国で増えております。パートナーシップ制度は自治体がLGBTカップルに対して、2人の関係が結婚と同等であると承認し、証明書などを発行するもので、国内で同性婚が認められない中、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で、日本初となるパートナーシップ制度が始まりました。制度の詳細は自治体により異なりますが、公営住宅に家族として入居が認められたり、パートナーが病院に救急搬送された際、家族として面会できるなどの配慮が得やすくなります。この制度が広がる背景には、LGBTへの差別や偏見を是正する人権運動の世界的高まりがあります。2001年にオランダが世界で初めて同性婚制度を導入し、現在、世界28か国・地域に拡大していますが、先進7か国で同性婚やそれに準ずる制度がないのは日本だけなのが現状であります。

そのような状況において、地方自治体の取組としては、電話相談や交流スペースの設置など、孤立しがちな当事者を支える仕組み、性の多様性を理解するための小中学校での教育、性的マイノリティーについての普及啓発など、住民に対する意識啓発に着目した取組等、条例制定以外の取組も大切と考えます。

一方で、いずれの自治体の取組も相続や税制、在留資格などの法的拘束力がないため、必要な法整備に向けての国会での議論を注視していく必要もあります。

いずれにしても、性的少数者が差別される社会を次世代に残してはならない。そのために、様々な考え方の合意形成に粘り強く取り組み、多様性を尊重する誰一人取り残さない社会を築くことが重要であります。

本陳情では、同性カップルにおけるパートナーシップ制度について、条例制定を求めているようですが、同性カップルだけでなく、LGBT全ての性的少数者に係るパートナーシップ制度を検討していく必要もあると考えます。

以上の観点により、本陳情について、不採択とすべきとの意見といたします。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 1 時 4 6 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 3 年 9 月 1 0 日

総務常任委員会

委員長 長 嶋 一 樹